

財政運営に必要な財源の確保を図るための 公債の発行の特例に関する法律案について

平成24年10月
財 務 省

1. 法律案の趣旨

本法律案は、最近における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることに鑑み、平成24年度の一般会計の歳出財源に充てるため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、平成24年度及び平成25年度において、基礎年金の国庫負担の追加に伴いこれらの年度において見込まれる費用の財源を確保するための年金特例公債の発行に関する措置を定めるものである。

2. 法律案の概要

(1) 特例公債の発行

- ・平成24年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、財政法第4条において認められている建設公債等のほか、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で特例公債を発行することができることとする。

※ 平成24年度一般会計予算による発行限度額：38.3兆円

(2) 年金特例公債の発行等

- ・平成24・25年度の基礎年金の国庫負担の追加に伴い見込まれる費用の財源について、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、年金特例公債を発行できることとする。

※ 平成24年度の発行見込み額：2.6兆円

(今後、補正予算において規定)

- ・年金特例公債の元利償還は、税制抜本改革法の施行による平成26年度以降の消費税の増収分を財源として、平成45年度までに行うこととする。

3. 施行期日

公布の日